

★登記手続案内を利用されるお客様へ★



完全予約制となっております

完全予約制となっておりますので、お早めのご予約をお願いいたします。
ご予約はお一人（1組）様1日につき1枠とさせていただきます。
ご予約のない場合はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。



申請資格のない方はご利用できません

申請人本人（または親族、法人の従業員など）のご利用に限ります。
司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意ください。



1回のご利用時間は20分以内です

ご利用時間は1回20分以内です。
ご予約の時間に遅れないようにお越しいただきますとともに、ご予約の取消し等につきましては、必ず御連絡をお願いいたします。
あらかじめ資料等を準備された上でご利用されることをお勧めします。



書類はご自身で作成してください

申請書様式や添付書類などについて説明しますが、申請書類等の作成はご自身で行ってください。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどによりご自身で確認してください。



事前審査・法的判断はできません

登記申請の前提となる法律行為（契約）等に関する助言や法的判断、申請前の書類に不備がないか事前に審査することはできません。



補正の可能性があります

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加（いわゆる補正）が必要になることもあります。
登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。

皆様のご理解・ご協力をよろしく申し上げます。

京都地方法務局



【予約受付連絡先】(土・日・祝日を除く)

不動産登記に関する手続案内		
法務局名	電話番号及び利用可能日時	管轄区域
不動産登記部門	075-231-0131(代表) 音声ガイダンス ②→① 案内日時 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30	京都市内のうち 中京区・下京区・東山区 山科区・上京区・左京区・北区
嵯峨出張所	075-861-0742 音声ガイダンス ② 案内日時 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30	京都市内のうち 右京区・西京区・向日市 長岡京市・乙訓郡大山崎町
伏見出張所	075-645-6726 音声ガイダンス ② 案内日時 月～金曜日 9:00～11:30 13:00～16:00	京都市内のうち 伏見区・南区
宇治支局	0774-24-4121 音声ガイダンス ② 案内日時 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30	宇治市・久世郡(久御山町) 城陽市・八幡市・京田辺市 綴喜郡(井手町・宇治田原町)
木津出張所	0774-72-0265 案内日時 月～金曜日 9:00～11:00 14:00～16:00	木津川市 相楽郡(笠置町・和束町 精華町・南山城村)
園部支局	0771-62-0380 案内日時 月～金曜日 9:00～11:30 14:00～16:00	南丹市 船井郡京丹波町 亀岡市
宮津支局	0772-22-2561 案内日時 月～金曜日 9:00～11:30 14:00～16:00	宮津市 与謝郡(伊根町・与謝野町)
京丹後支局	0772-62-0365 案内日時 月～金曜日 9:00～11:50 14:00～15:50	京丹後市
舞鶴支局	0773-76-0858 案内日時 月・火・木・金曜日 9:00～11:00 14:00～16:00	舞鶴市
福知山支局	0773-22-3043 案内日時 月～金曜日 9:00～11:30 14:00～16:00	福知山市・綾部市

商業・法人登記に関する手続案内		
法務局名	電話番号及び利用可能日時	備考
法人登記部門	075-231-0131(代表) 音声ガイダンス ③→② 案内日時 月・水・木・金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 火曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	京都司法書士会との共催で 行っており、火曜日は司法書 士が対応しています。 管轄区域:京都府全域

※登記申請手続は全国共通であり、管轄区域外の法務局で手続案内を予約することも可能です。
 なお、実際の登記申請は、管轄区域ごとの法務局に申請する必要があります。
 ※聴覚の障害などにより、電話でのご予約が困難である場合は、[お問合せメール](#)をご利用ください。



ウェブ登記手続案内のご案内

ウェブ登記手続案内とは？

ウェブ会議を利用して、法務局の担当者に、登記手続に関する質問をして、説明を受けることができるサービスです。

お手元のパソコンやスマートフォンから利用することができます。

また、予約は専用サイトから24時間可能です。

ご注意ください

- ウェブ登記手続案内でご案内できる対象は、**京都地方法務局の管轄内の登記手続**です。
～利用可能日時～
不動産登記：火曜日（祝日及び年末年始の休日は除く）
15時30分から15時50分まで
商業・法人登記：月曜日及び木曜日（祝日及び年末年始の休日は除く）
10時から10時20分まで、14時から14時20分まで
- ウェブ登記手続案内は、「Cisco Webex Meetings」（Cisco Systems, Incが提供するウェブ会議サービス）を利用するため、インターネット接続及びウェブ会議が利用できるパソコン、スマートフォン又はタブレットが必要です。なお、ウェブ登記手続案内の利用に係る通信料は、利用者のご負担となります。
- スマートフォン又はタブレットを利用する場合、「Cisco Webex Meetings」（無料版）のアプリが必要となりますので、あらかじめインストールをお願いします。

ご利用の流れ

① 準備

京都地方法務局のホームページで必要な機器等を確認し、事前の準備をしてください。
(https://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/page000001_00297.html)

② 予約

インターネットで「法務局手続案内予約サービス」にアクセスして予約してください。
(<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-bv1h-u/>)

③ 招待メールの受信

法務局から、Webexミーティング招待状メールをお送りします。

④ ウェブ登記手続案内

予約日時になりましたら、Webexミーティング招待状メールに記載されているURL等からウェブ会議に参加して、法務局担当者とお話してください。

なお、1回のご利用時間は20分以内です。



登記手続に関する質問



様式の案内、添付書類等の説明

